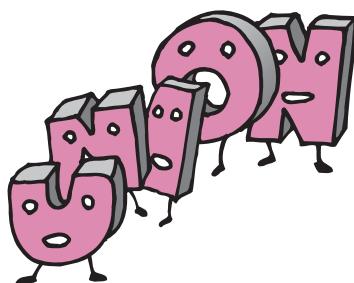


合同労組物語 二 才 ン

石田幹夫



なると解するのが相当であるとの判決を真正面から振りかざし、Bの解雇そのものが無効であると攻め立ててくるであろう。

雇の客観的合理性、社会的相当性を主張し、これを会社内の統一見解とすることにした。

しかし合同労組側は、最高裁判決のうち、とにかく一客観的合理性一を中心として解雇撤回を求めてくると思われる。

—最高裁は合理的・的性）という言葉がお好き

平成10年、和歌山市で発生した毒物カレー事件の林眞須美被告の上告審で最高裁は「林被告がカレー事件の犯人であることに合理的な疑いを差し挟む余地はない」として平成21年4月21日林被告の死刑を確定した。

何もここで「合理的な
疑い」とわざわざ「合理的な
的」という言葉を使わな
くとも「犯人であること
に疑いを挟む余地はない」
でいいではないかと思わ
れるが。

| 一 逃げてもどこまでも
追いかけてくる合同労組

合同労組からの団体交渉申入書を目の前にしてA社長は腕を組んだ。会社を設立して35年、この間労働組合や団体交渉などに全く縁がなく、頭をかすめることもなかつた。
それが社員Bの解雇によって、降つて湧いたよううに団体交渉申入書が送られてきた。

逃げられるものなら、逃げるに越したことはない。しかし、一度や二度は逃げることができても、これは延期に過ぎず、どこまでも合同労組は追いかけてくるに違いない。

それなら、どこかで立ち止まつて対峙せねばな

社内体制――幸い会社には労務関係に精通したC常務がおり、C常務の下に精銳の若手社員2名を配し、合同労組と対峙するプロジェクトチームを組むことにした。

解雇したBは、10年間会社に勤務しており、隅から隅までとはいわないが、社内事情については十分承知している。

団体交渉の席上、Bの解雇問題とともに社内主要な労働基準法違反、例えば『サービス残業』などでも具体的に指摘されれば、Bの解雇どころか会社側にとつては、『ダメージ』の音も出ない大きなダメージを受けることにならぬ。

検を行うこととした。

そして、社会的相当性については、
○会社ではこれまでB
に対し、再三にわたって
注意・指導を行い就業規
則に基づく処分も行つて
きた。しかしBはこれに
従わず、解雇処分には相
当性がある。

何もここで「合理的な
的」という言葉を使わな
くとも「犯人であること
に疑いを挟む余地はない」
でいいではないかと思わ
れるが。